		ルロントコヤ	U 1   ->-		
施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全			
施策	①自然環境の	D保全に向けた調査研究及び推進	体制の構築	実施計画掲載頁	11頁
対応する主な課題	息している。 様性が失わ。 〇野生生物等の的確な 〇マングー	機帯性気候のもと、サンゴ礁が発が、本土復帰後からの社会資本整れていくことが危惧されている。 等の保全については、本県に生息 門握が必要である。 ス等の人為的に持ち込まれた外来 くは生存の危機に瀕している。	備等により多くの  している生物種の	自然環境が失われ	生息域、個体数
関係部等	環境部、土木	建築部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位·千円)

<u> </u>	Eな取組の推進状況 (Plan·Do)			(単位:千円)
		平成2	7年度	
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
O <sup>±</sup>	生物多様性地域戦略の策定・情報発	信等		
1	生物多様性おきなわ戦略の普及啓発(環境部自然保護課)	8,345	順調	○生物多様性の周知を図る取組みとして、県立図書館、市町村立図書館の協力の下、生物多様性パネル展を各地で実施した。また、県内小学校の4~6学年全員を対象に「生き物いっせい調査」を実施したほか、8月に小学校低学年を対象とした
2	生物多様性プラザ事業 (環境部自然保護課)	_	順調	生物多様性ワークショップを実施した。さらに、「生き物いっせい調査」結果や生物多様性の説明資料、自然体験活動の団体のリンクなどをまとめたホームページを作成し、普及啓発を図った。(1、2)
O	野生生物の生息・生育の実態把握			
3	野生生物の保全・保護事業 (環境部自然保護課)	6,319	順調	〇レッドデータおきなわの改訂に向けた会合(編集委員会・分科会会合)を開催し、 併せて必要な補足調査を行った。また、希 少種保護条例について関係市町村と調整
4	特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護 区生息状況調査事業 (環境部自然保護課)	1,050	順調	を図った。さらに、チービシ鳥獣保護区において、アジサシ類(レッドデータブック掲載種)の飛来・営巣状況調査を実施した。(3、4)
O7	生来種の保護・保全に向けた研究			
5	希少種回復状況調査 (環境部自然保護課)	96,410	順調	〇マングース排除のための捕獲や希少種回復状況調査を行った。なお、ヤンバルクイナの推定生息範囲が徐々に拡大しており、より正確に生息範囲を把握するため、調査エリアを北上防止柵周辺まで拡大し
6	うちな一ロードセーフティー事業 (土木建築部道路管理課)	21,092	順調	てモニタリングを実施した。(5) 〇ヤンバルクイナのロードキル対策について、モニタリング・定点観測調査業務、実施計画策定業務を実施した。(6)

### Ⅱ 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

<u> </u>	火木111床						
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
1	沖縄の絶滅種数	19種 (23年度)	19種 (27年度)	維持	0種	1	
	状況 レッドデータおきなわの改訂に向けた補足調査を実施したところ、新たな絶滅危惧種は確認されなかった。 明						
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
2	沖縄県北部地域における ヤンバルクイナの推定生息 範囲 182メッシュ 180メッシュ 9メッシュ —						
	状 沢 平成27年度の調査結果で、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28 説 年度目標値の180メッシュに対し、現状値は182メッシュであり、成果指標を達成している。 明						

### (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
やんばる地域及び西表島の ロードキル件数の減少	41件 (25年)	51件 (26年)	37件 (27年)	7	-

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

### ○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

- ・生物多様性に関する情報が分散していることから、必要な情報をまとめて県民が利用しやすい生物多様性情報プラットフォームを構築したが、内容の充実を随時図っていく必要がある。
- ・平成25年3月に策定した「生物多様性おきなわ戦略」第4章の地域戦略で位置づけている取組状況を点検・評価し、 進行管理を行うため、継続して庁内関係部署等と情報交換を行う必要がある。

### 〇野生生物の生息・生育の実態把握

・野生生物の生息・生育状況調査については、自然環境の保全に関する指針の改定やレッドデータ沖縄の改定に向けて、より正確に現状を把握することが求められるため、調査の内容、規模を拡大する必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

### 〇生物多様性地域戦略の策定·情報発信等

・県民生活は生物多様性がもたらす生態系サービスの恩恵を受けており、生物多様性は日常生活と密接な関わりがあることから、生物多様性に関する取組には、行政だけでなく、県民参加が必要不可欠である。なお、世界自然遺産登録に向けた取組みが周知されることで、近年、生物多様性の保全に対する関心が高まっている。

### 〇野生生物の生息・生育の実態把握

- ・近年の観光客の増加や開発等により自然環境の悪化が懸念されており、本調査で対象とするべき地域や種が増加している。
- ・鳥獣保護区に指定されると当該区域内での行為等に規制がかかることから、地主をはじめ、指定する地域住民の理解が必要である。

### 〇在来種の保護・保全に向けた研究

- ・マングースによる捕食によって、ケナガネズミやオキナワトゲネズミなど本県特有の希少小型ほ乳類への影響は大きいと想定されることから、生息範囲等について調査する必要がある。
- ・環境省や地元自治体等と連携して、「やんばるロードセーフティ―計画(実施計画)」を策定することができ、平成28年度から対象区間における対策工事の実施段階に移行する。なお、対策工事と合わせて、モニタリング調査等による効果を検証することとなるが、その結果によっては追加の対策が必要となることも考えられる。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

・生物多様性情報プラットフォームの設置を行ったが、随時、生物多様性に関する情報を追加し、情報発信を行う。 ・庁内関係部署等で構成する「生物多様性おきなわ戦略推進会議」を開催し、引き続き進捗管理を行い、「生物多様性 おきなわ戦略」を効果的に推進する。

### ○野生生物の生息・生育の実態把握

- ・鳥獣保護区の更新に当たっては、説明会等を開催して地域住民へ説明して理解を得る。
- ・レッドデータおきなわの改訂に必要となる現地調査について、新たな分布情報を現地調査しマッピングを行う。
- ・野生生物の生息・生育状況調査について、一括交付金を活用し、全県域での現地調査を検討する。

### 〇在来種の保護・保全に向けた研究

- ・希少種回復状況調査については小型哺乳類のモニタリングとして、試験的に、オキナワトゲネズミの生息範囲と考えられている地点で無人自動撮影カメラによるモニタリングを実施する。
- ・沖縄の生物多様性の保全のため、関係機関と連携したロードキル対策に取り組み、ロードキルの防止と道路利用者が安心して走行できる道路環境の改善を推進する。

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全		
施策	②外来種対象	<b>策の推進</b>	実施計画掲載頁	13頁
関係部等	環境部			

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

<u> </u>	Eは収租の推進化流(Plan・Do)			(単位,十円)
		平成2	7年度	
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
07	マングース等外来種防除対策			
1	マングース対策事業 (環境部自然保護課)	96,410	順調	〇平成27年度は第1北上防止柵塩屋〜福地ライン(SFライン)以北において、125個体を捕獲しており、マングースの生息密度は着実に減少していると考えられる。(1)
Оź	新たな外来種の侵入防止対策			
2	外来種対策事業 (環境部自然保護課)	23,948	順調	〇外来種対策に向けた総合的な指針策定に向けて、骨子案を作成した。また、既に定着している特定外来種(グリーンアノール、タイワンスジオ、インドクジャク)について生息場所の調査を実施した。(2)

### Ⅱ 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

<u> </u>	ペイ コール							
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状		
1	沖縄県北部地域における ヤンバルクイナの推定生息 範囲	173メッシュ (23年度)	182メッシュ (27年度)	180メッシュ	9メッシュ	_		
'	状 沢 平成27年度の調査結果で、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大しており、H28							

説 年度目標値の180メッシュに対し、現状値は182メッシュであり、成果指標を達成している。

# | 明 | 明 | (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
_	_	_	_	_	_

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

### 〇マングース等外来種防除対策

・第2北上防止柵以南からの流入が示唆されるため、第1北上防止柵と第2北上防止柵の間のバッファーゾーン及び、第2北上防止柵以南での捕獲を強化し、第1北上防止柵以北への流入を極力防ぐ必要がある。

### 〇新たな外来種の侵入防止対策

・沖縄県における外来種対策について、総合的な対策等の考え方となる指針等が無いため、現状では外来種が侵入した際の早期対策などについて、関係機関が一体となった取組みが困難である。また、既に定着が考えられる一部の外来種については、捕獲が非常に困難である。なお、既に侵入している外来種については、過去の論文等を参考にすることで大まかな把握は可能と考えられる。

### IV 外部環境の分析 (Check)

### 〇マングース等外来種防除対策

・これまでの捕獲によりマングース生息数が減少していることから、今後の捕獲が困難になる。また、ワナ日あたりの捕獲数を検証したところ、第2北上防止柵によって大きな防除効果が現れているが、道路等の抜け部分からのマングース流入も示唆されている。

### 〇新たな外来種の侵入防止対策

・平成21~22年度に本県における侵略的外来種の侵入状況調査を実施し、160種の侵略的外来種が確認されているが、ペットとして飼われていたものが放棄されるなどで確認されているものが多い。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇マングース等外来種防除対策

・バッファーゾーンにおいて、これまで作業ができなかった北部訓練場区域でのワナ設置を進めていく。

### 〇新たな外来種の侵入防止対策

- ・調査で確認された侵略的外来種については、環境省など関係機関と連携して、状況調査や捕獲等を行う。また、ペットの放棄等について、広報を行う等、普及啓発を図る。
- ・過去の論文等の調査及び、外来種侵入のリスクが大きい港湾地区等での外来種モニタリング等を検討する。

		W=111=11=1H F 1				
施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全				
施策	③サンゴ礁の保全 実施計画掲載頁 13頁					
対応する主な課題	息しているが 様性が失われ 〇本県の生物	熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲 が、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの れていくことが危惧されている。 勿多様性を特徴づけるサンゴについても、オニヒト 温による白化現象等により甚大な影響を受けている。	自然環境が失われ、 デの大量発生や赤	、沖縄の生物多		
関係部等	環境部、農村	水産部				

### I 主な取組の推進状況(Plan・Do)

(単位:千円)

_	L <b>王な取組の推進状況 (Plan⁺Do)</b> (単位∶十円)								
		平成2	7年度						
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要					
0	ナンゴ礁の保全・再生								
1	サンゴ礁保全再生事業 (環境部自然保護課)	225,054	順調	<ul> <li>○サンゴ種苗(計110,706本)を、計2.5haの 海域において植え付けた。(恩納海域: 2.2ha・85,011本、読谷海域:0.2ha・19,675 本、慶良間海域:0.1ha・6,020本)また、有 性生殖法によるサンゴ種苗を生産し中間 育成を行うともに、植え付けによるサンゴ 礁の生物多様性の攪乱について遺伝子</li> </ul>					
2	オニヒトデ総合対策事業 (環境部自然保護課)	63,175	順調	解析による研究を行った。さらに、11団体に補助金を支給し、サンゴ礁のモニタリング、オニヒトデの駆除等を行うとともに、2海域(沖縄本島周辺離島海域、沖縄本島海域)でモニタリングを実施した。(1、3)					
3	沿岸生態系の保全 (環境部自然保護課)	225,054	順調	〇オニヒトデに関する研究を効率的に実施するため、先進地であるオーストラリア海洋科学研究所との研究協定を締結し、恩納村、慶良間の2海域において、オニヒトデ大量発生メカニズム解明に関する調査研究、予察実証試験、効果的・効率的な防除対策の検討を行った。(2)					
4	環境生態系保全活動支援事業 (農林水産部水産課)	9,549	順調	○藻場・サンゴ礁の生息環境保全を図るため、漁業者等によるサンゴ礁の保全活動等に対する支援を実施するとともに、種苗放流、漂流・漂着物の処理を行った(11海域)。更に教育と啓発の場の提供、漁村の伝統文化、食文化の伝承機会の提供を行った。(4)					
O	毎洋保護区と総合的な沿岸管理の推	進							
5	総合沿岸域管理計画の策定 (環境部環境再生課)	1,100	順調	〇平成26年2月に策定した沖縄県総合沿 岸域管理計画を推進するため、モデル地 域を有する市町との意見交換会を5回開 催した。(5)					
6	海洋保護区設定事業 (環境部自然保護課)	_	やや遅れ	〇本島南部の沖縄戦跡国定公園区域の 海域公園地区の拡大について検討し、関 係機関との調整を開始した。なお、平成24 ~27年度にかけて、環境省が進める国立 公園や自然環境保全地域等の海域部分 の拡張を支援してきた。(6)					

0	〇赤土等流出防止対策							
7	赤土等流出防止対策推進事業 (環境部環境保全課)	3,335	順調	〇開発現場への監視パトロールを年間 579回行い、赤土等流出防止対策の指導 や意識の向上を図った。また、県庁において、赤土等流出防止対策交流集会を1回 (参加者100名)、宮古地区、北部地区、中 部地区において、講習会を3回(参加者計 170名)開催した。(7)				
8	水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部農地農村整備課)	1,301,089	順調	〇赤土流出防止施設(沈砂池等)の工事着手前に、地元説明会や受益者への説明を行うことにより、連携協力体制を深め、円滑に事業を推進することができた。具体的には、宜野座第3地区他22地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。(8)				

### II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
海洋保護区の設置数	0海域 (23年)	<mark>1</mark> 海域 (27年)	1海域	1海域	_

取り組みが遅れていた海洋保護区活用の考え方について整理した上で、今後調整が必要となる関係機関等 
状 と連携できる体制について検討した。

況 本島南部の沖縄戦跡国定公園の区域の見直しについて、海域公園地区の拡大などを検討しており、平成28 説 年度までには1海域の海洋保護区の新たな設置(拡大)ができる見込みである。

| なお、既に設置された1海域は、漁業者を中心とした活動組織により、自主的に設定されたサンゴ礁保護区である。

### (2)参考データ

<u>4/39カナ ア                                   </u>					
参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流 出量	52.1万t/年 (5年)	38.2万t/年 (13年)	29.8万t/年 (23年)	7	_
沖縄県の漁業生産量(トン)	32,753 (24年)	32,228 (25年)	36,500 (26年)	$\rightarrow$	47,728,000 (26年)
赤土等流出防止施設整備量 (整備率)	5,911ha (33.6%) (24年度)	6,065ha (34.5%) (25年度)	6,065ha (34.5%) (26年度)	$\rightarrow$	_

### II 内部要因の分析 (Check)

### 〇サンゴ礁の保全・再生

・サンゴ礁保全再生事業について、大規模なサンゴ移植に関する技術開発について一定の成果をあげているものの、 海水温の上昇等の環境変化に対応する技術開発等の課題がある。また、調査の専門機関ではない民間団体が行うサ ンゴ礁のモニタリングについては、サンゴ礁の評価について統一性を確保する必要がある。

・オニヒトデ総合対策事業については、自然現象の解明、予察をしようとする試みであることから、データの収集や予察 手法の確立のためには、長期的なモニタリングが必要である。

### 〇海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

・沿岸域のサンゴ礁生態系が持続的に保全、利活用されるためには、多様な関係者が参画・連携し、陸域と海域を一体的に管理することが求められているが、総合沿岸域管理の重要性についての行政関係者への周知が不足している。

### 〇赤土等流出防止対策

・交流集会を開催することにより、赤土等の流出防止に関する事例について広く発表の場を設け、意見交換を行うことにより、赤土等流出防止に対する意識の向上と技術の集積を図る必要がある。また、講習会を開催することにより、施工業者等における赤土等流出防止対策の技術及び意識の向上を図る必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### 〇サンゴ礁の保全・再生

・サンゴ礁保全再生事業については、台風による波浪、海水温の上昇による白化現象などの撹乱要因が懸念される。 ・サンゴ礁は、多くの水産生物が棲息する場所であり、漁業者にとっては貴重な漁場でありながら、その重要性について、漁業者の認識は低い。また、陸域からの赤土の流入、生活排水の河川への垂れ流しは相変わらず続き、県民自体の環境保全への関心も低い状況にある。

・オニヒトデ総合対策事業について、オニヒトデの国内の専門家は限られていることから、国外も含めた専門家との連携が必要である。

### 〇海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- ・海洋保護区設定事業の海洋保護区の設置に当たっては、様々な経済行為の制限を伴うことから、漁業等利害関係者 との調整が必要である。
- ・サンゴ礁生態系の持続的な保全、利活用に係る、総合沿岸域管理の重要性について、行政関係者の理解を得る取組を行っていくことが必要である。

### 〇赤土等流出防止対策

- ・開発現場からの赤土等流出量は減少傾向にあるが、流出防止に関する意識が徹底されていないため、開発現場から の赤土等流出における無届、無通知や対策不備等の現場が見られる。
- ・赤土等流出防止において重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。整備には、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。

### Ⅴ 施策の推進戦略案(Action)

### 〇サンゴ礁の保全·再生

・サンゴ礁保全再生事業について、海水温の上昇等の環境変化に対応する高水温対策等の技術開発の検討を行う。また、補助を受ける団体に対し、モニタリング手法について専門家による事前の講習等を実施するよう指導を行う。
・オニヒトデ総合対策事業について、オニヒトデ幼生の生存率に関与する栄養塩の流入を防止する陸域対策等について、実際に実施しているオーストラリア行政機関と意見交換を行い、課題点等について意見交換を行う。また、検討委員会等でモニタリング手法の簡便化について検討を行うとともに、現在取り組んでいる簡易モニタリング機器について試作実証を行う。

・環境生態系保全活動支援事業については、県民を広く巻き込んだ活動組織の結成のため、事業内容の周知を図り、 漁業者だけの取組だけでなく、漁協職員、NPO職員、PTA、老人会、婦人会等の参画を目指す。

### 〇海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- ・海洋保護区の新たな設置に向けて、今後調整が必要となる関係機関等と連携を密にする。
- ・海岸国定公園の区域見直しに係る事前調査に向けて関係者と調整を図る。
- ・総合沿岸域管理に関する知見の集積と周知を図るため、県内市町村との意見交換等を実施するとともに、県内における成功事例創出に向け、モデル地域における自然環境再生モデル事業の実施(自然環境の保全・再生・防災機能戦略的構築事業にて実施)による総合沿岸域管理の取組を推進する。

### 〇赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、監視担当者合同会議や合同パトロールを行うことで、開発現場への監視 パトロールを強化するとともに、赤土等流出防止対策交流集会及び講習会を通じて届出、通知の周知を図り、赤土等 流出防止に対する技術や意識の向上に努める。
- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)については、農地からの赤土等流出防止のために、市町村や農業委員会等の関係機関と連携し、地元農家への説明等を行い、赤土流出防止についての認識を引き続き高めていく必要がある。また、営農関係機関とのさらなる連携強化を図るために、「赤土等流出防止対策地域協議会」を活用する。

		· //U//\		
施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全		
施策	①自然保護均	也域の指定等	実施計画掲載頁	16頁
	置・管理、新 〇琉球諸島/ 的担保(国 れている。	れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するが 新たな保護地域の指定を推進することが求められてし は、世界自然遺産登録候補地として高く評価されてし 立公園化)や生態系を脅かす外来種の駆除など、登録	いる。 いるが、自然環境 緑に向けての取組の	呆全に向けた法 の推進が求めら
	沖縄北部を「	中心に依然として多くの被害が発生しており、天敵 断たな保全対策が求められている。		
関係部等	環境部、農材	*水産部		

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位·千円)

<u> </u>	主な取組の推進状況 (Plan·Do)			(単位:千円)						
	平成27年度									
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要						
0	〇自然保護地域の指定等									
1	自然環境保全地域指定事業 (環境部自然保護課)	510	やや遅れ	〇既存の自然環境保全地域を管理することにより、当該地域の自然環境の保全が図られた。また、新たな指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)の整理が遅れており、進捗状況はやや遅れとなっている。(1)〇平成27年度は新たな鳥獣保護区の指定はなかったが、既存の鳥獣保護区の管						
2	鳥獣保護区設定事業 (環境部自然保護課)	587	順調	正はなかったが、、成仔の鳥獣保護区の信里業務により、鳥獣保護区の位置・範囲について広く周知を図ることができ、鳥獣保護区における鳥獣の保護に資することができた。平成27年度は期間満了となる9か所の鳥獣保護区について存続期間を更新し、保護区数を維持することができた。なお、新たな指定については、候補地の所在する自治体へ引き続き働きかけを行った。(2)						
3	やんばる地域の国立公園化及び世界 自然遺産普及啓発事業 (環境部自然保護課)	_	順調	〇今後の世界自然遺産登録への理解を深めることを目的に世界自然遺産登録候補地関係団体等と意見交換会や勉強会などをやんばる地域で2回、西表島で2回開催した。(3) 〇世界自然遺産登録候補地(国頭村、大宜味村、東村、西表島)における利用予測						
4	世界自然遺産登録推進事業(環境部自然保護課)	23,060	順調	や自然環境保全対策の検討調査を行った。地域において勉強会をそれぞれ2回実施し、地域別の課題に対応するための行動計画のイメージ案を策定した。また、イリオモテヤマネコ交通事故防止に向けた対策案の検討のため、イリオモテヤマネコ交通事故防止対策検討委員会を設置・開催し、交通事故防止対策基本計画(案)を策定した。(4)						

0	〇森林病害虫防除対策及び防除技術の確立							
5	沖縄らしいみどりを守ろう事業 (農林水産部森林管理課)	133,506	順調	〇保全対策検討委員会の開催(年2回)、 松くい虫天敵防除技術の開発、松くい虫 防除事業・デイゴヒメコバチ防除事業を実 施した。さらに、デイゴヒメコバチ天敵昆虫 の開発研究を実施するともに、専門員会 を開催した。(5)				
6	松くい虫天敵野外定着・密度維持法 の研究 (農林水産部農林水産総務課)	5,620	順調	〇天敵の野外における松くい虫への寄生率向上に向けた改善を行ったところ、アルコールと餌を組み合わせた誘引剤によって誘引頭数が増加した。また、天敵の野外放飼後の松くい虫寄生率調査、天敵による対象外昆虫への影響調査、天敵定着率調査を行った。(6)				
7	森林病害虫等防除事業 (農林水産部森林管理課)	43,101	順調	〇松くい虫による被害は、高度公益機能森林、地区保全森林に対する防除を重点的に実施したが、小雨の影響などにより本部半島の被害量が増大したため、前年度の被害量744m3の約2.6倍となる1,921m3となった。そのため、被害のさらなる拡大を防止するため、被害の先端地域を優占して防除を実施した。(7)				

### II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
	自然保護区域面積	53,473ha (23年)	54,299ha (26年)	54,542ha (28年)	826ha		
1	状						

# | | 明 | °° | (2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状	
松くい虫被害量 (全体)	2,262m <sup>3</sup> (25年)	1,979m <sup>3</sup> (26年)	5,090m3 (27年)	`	約48万m3 (27年)	
松くい虫被害量 (高度公益機能森林、地区保全 森林)	655m <sup>3</sup> (25年)	744m <sup>3</sup> (26年)	1,921m3 (27年)	¥	_	

### II 内部要因の分析 (Check)

### 〇自然保護地域の指定等

- ・新たな自然環境保全地域及び鳥獣保護区の指定に向けて体制整備を図り、選定に向けた現地調査を行う必要がある。また、林業関係者や地元市町村などの関係機関と、指定に向けた手続きが必要である。
- ・世界自然遺産登録の実現及び登録後も持続的に自然環境を保全するためには、引き続き国、県、地元町村並びに関係団体と連携し取り組む必要がある。

### 〇森林病害虫防除対策及び防除技術の確立

・松くい虫の被害の発生は、当年の雨量やカミキリの飛翔距離等、複数の要因があるため、被害が何処にどれだけ発生するかを予測することは困難である。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

### 〇自然保護地域の指定等

- ・自然環境保全地域について、指定された場合の規制等に関する地権者との調整など、指定に向けた手続きが必要である。
- ・やんばる国立公園は平成28年9月に指定、告示された。

### 〇森林病害虫防除対策及び防除技術の確立

- ・近年の地球温暖化による熱帯・亜熱帯性害虫の北上や活発な物流による病害虫の侵入が懸念される。
- ·病害虫による被害は、その年々の気象条件や媒介昆虫の密度や土壌等の影響を受けるため、被害年、発生地域等によって被害状況は異なる。
- ・高度公益機能森林と地区保全森林における松密度、被害状況、森林に対する県民の意識等が変化している。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇自然保護地域の指定等

- ・新たな自然環境保全地域及び鳥獣保護区指定に向けた考え方(候補地の選定方法、必要となる調査の内容、手続き等)を整理し、候補地の選定や関係者との調整等を進める。また、市町村担当者との意見交換の場等で、制度の周知徹底を図る。
- ・世界遺産登録の実現に向けて、国、県、地元町村並びに関係団体と連携して、やんばる・西表島それぞれの地域での地域別の行動計画の策定に向けた取組を実施する。また、登録後の遺産価値の維持のため、希少生物保全の取組として、イリオモテヤマネコ交通事故防止対策に向けた検討会や実証実験や、ノイヌ・ノネコによる希少生物被害状況調査及び対策の検討を実施する。さらに、県民への遺産価値の普及啓発を図るため、普及啓発用のコンテンツ等の作成やフォーラム開催に向けた準備などを実施する。

### 〇森林病害虫防除対策及び防除技術の確立

- ・地域性に応じた防除方針、防除戦略を検討する。
- ・松くい虫の被害先端地域を把握し、防除を適切に実施するため、関係市町村や関係機関との連携をさらに強化する。

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全		
施策	②赤土等流出防止対策の推進 実施計画掲載頁 17頁			
	y o   o   National and a service of the service of			
関係部等	環境部、農林	木水産部		

主な取組の推進状況 (Plan Do) (単位:千円) 平成27年度 決算 主な取組 推進状況 活動概要 見込額 〇地域が主体となった赤土等流出防止対策 ○開発現場への監視パトロールを年579 回行い、赤土等流出防止対策の指導や意 識の向上を図った。また、県庁において、 赤土等流出防止対策推進事業 3.335 順調 赤土等流出防止対策交流集会を1回(参 1 (環境部環境保全課) 加者100名)、宮古地区、北部地区、中部 地区において、講習会を3回(参加者計 170名)開催した。(1) 〇赤土等流出防止活動を行う団体への支 援については、計画値10団体に対し、実 績3団体となったが、赤土防止啓発活動と 赤土等流出防止活動支援事業 19,041 大幅遅れ して児童生徒等に対して環境教育を行っ (環境部環境保全課) たところ、計画値855名に対し、参加人数 1,587名が参加し、意識の醸成が図られ た。(2) 〇農地からの赤土等流出防止対策 〇宜野座第3地区他22地区において流出 防止対策及び発生源対策の整備を行っ た。なお、赤土流出防止施設(沈砂池等) 水質保全対策事業(耕土流出防止型) の工事着手前に、地元説明会や受益者へ 1.301.089 順調 (農林水産部農地農村整備課) の説明を行うことにより、連携協力体制を 深め、円滑に事業を推進することができ た。(3) 〇地域協議会の会則等の改正や補助金 を活用して活動資金を確保するなど、地域 協議会の活動を支援した。さらに、新たに 事業実施市町村が1つ増え、6市町村と 沖縄の自然環境保全に配慮した農業 なった。また、農業環境コーディネーター 育成プログラム及び組織運営モデルの検 活性化支援事業 106,128 順調 (農林水産部営農支援課) 証とマニュアルの精度向上や耕土流出防 止対策に係る試験研究を継続して実施し た。(4) 〇赤土等堆積土砂対策 〇海域における赤土等堆積状況や生物生 息状況を把握するため、離島を含む県内 赤土等流出防止海域モニタリング事 28海域を対象に、赤土等堆積調査を年3 順調 5 15,446 回、生物調査を1回実施した。また、これら (環境部環境保全課) 海域に隣接する全ての流域において陸域 調査を2回実施した。(5) 〇平成25年度に開催した専門検討委員会 において、必要な環境改善手法確立のた 閉鎖性海域における堆積赤土等の対 めの調査、検討を行ったところ、環境の影 未着手 策事業 響が懸念されるとの指摘があったことか (環境部環境保全課) ら、土木的な対策は実施しないこととした。 (6)

### II 成果指標の達成状況 (Do)

#### (1)成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状		
監視海域76海域における 赤土等年間流出量	159,000トン (23年)	-	110,000トン	-	_		

状況

平成25年9月に策定した「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」において、流出量を削減する目標を設定しているが、基準年度を平成23年としており、基本計画は平成33年度を目標年度としている。

況 基本計画に定めた環境保全目標の達成状況等は、赤土等流出防止海域モニタリング事業により確認してい 説 るところであるが、各年度実施しているのは、海域の底質により評価している。

| 流出量の調査・推計等は、基本計画の見直し時期に実施することとしており、最終年度(H33)に算出予定である(平成23年度以前は、平成13年に調査・推計している)。

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
海域での赤土堆積ランク5 以下の地点割合	33% (23年)	46% (26年)	50% (28年)	17ポイント	

2

平成26年度の赤土等流出防止海域モニタリング調査の結果では、県内28海域における赤土堆積ランク5以下の地点割合は46%であり、基準値より17ポイントの改善幅となった。

説 平成27年3月には、赤土等流出防止対策基本計画の目標達成に向け、関係機関が実施する具体的な取組 明 をまとめた赤土等流出防止対策行動計画を策定した。

### (2)参考データ

況

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県内の赤土等推定年間流 出量	52.1万t/年 (5年)	38.2万t/年 (13年)	29.8万t/年 (23年)	7	
赤土等流出防止施設整備量 (整備率)	5,911ha 33.6% (24年度)	6,065ha 34.5% (25年度)	6,065ha 34.5% (26年度)	<b>→</b>	_
人材育成数 農業環境コーディネート育成拠 点の構築	7人 5地区 (25年)	7人 5地区 (26年)	9人 6地区 (27年)	7	_

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

### 〇地域が主体となった赤土等流出防止対策

・赤土等流出防止対策推進事業については、環境教育の一環として行った啓発イベントでは、県の設置した赤土等流 出防止施策等を説明するブースに訪れる親子連れは少なく、子どもが理解するには難しいと思われた。

### 〇農地からの赤土等流出防止対策

- ・水質保全対策事業(耕土流出防止型)について、赤土等流出防止のために重要なことは、農地からの耕土の流出を防ぐためのグリーンベルト等の発生源対策や、海域への土砂の流出を防ぐための沈砂池等の末端整備である。いずれの整備を行うにも、市町村及び地元農家の協力が不可欠であり、県だけでなく、地元関係機関との互いの共通課題として認識することが重要である。
- ・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業については、平成28年度に事業終期となることから活動市町村数を増加させ、更に対策を進めていくための支援が必要である。
- ・地域協議会や農業環境コーディネーターの活動にばらつきがある。また、コーディネート業務をする上で、農業に関する様々な知識や技術といった資質の向上を図る必要がある。

#### 〇赤土等堆積土砂対策

・海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合の向上のため、関係機関と協力し、横断的に赤土等流出防止対策の推進を図る必要がある。また、赤土等流出防止海域モニタリング調査の結果を早期に関係機関に報告し、状況を共有する必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

### 〇地域が主体となった赤土等流出防止対策

・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会及び講習会を通じて、届出・通知の徹底に努めているが、依然 として無届出・無通知や対策不備等の現場が見られる。

#### 〇農地からの赤土等流出防止対策

- ・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業については、農家や農業環境コーディネーターの活動では対応できない記録的な大雨や台風の襲来により、活動のモチベーションの低下が懸念される。
- ・農家の高齢化や兼業化により、赤土対策にかける労力や経費の優先順位が低い状況である。

### 〇赤土等堆積土砂対策

・降雨量等、気象要因による一時的な改善の可能性もあることから、継続して海域を調査する必要がある。また、離島における陸域調査について、大雨直後の調査が難しい場合がある。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇地域が主体となった赤土等流出防止対策

・赤土等流出防止対策推進事業については、担当者合同会議及び合同パトロールを実施することで監視パトロールの質の向上を図り、現場での指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上に努める。また、交流集会及び講習会を通じて、引き続き、届出、通知の徹底や農地における赤土等流出防止対策技術の普及啓発を行う。さらに、子どもにも理解できるような展示物等を検討し、県ブースへの集客を図り、継続的な参加意思の向上に勤める。

・赤土等流出防止活動支援事業については、補助金の公募に当たって、引き続き、これまで公募に参加したことのない 団体等に対し、本事業の趣旨等を説明し、補助金団体数の増加に努める。

#### 〇農地からの赤土等流出防止対策

・水質保全対策事業(耕土流出防止型)については、農地からの赤土等流出防止のために、市町村や農業委員会等の 関係機関と連携し、地元農家への説明等を行い、赤土流出防止についての認識を引き続き高めていく必要がある。また、営農関係機関とのさらなる連携強化を図るために、「赤土等流出防止対策地域協議会」を活用する。

・沖縄の自然環境保全に配慮した農業活性化支援事業について、農業環境コーディネーターの資質向上を図るため、 土壌だけではなく、さとうきびや野菜、農薬やGAP(農業生産工程管理)といった幅広い内容の研修を開催するととも に、更に各普及センターが実施する講習会等の情報を提供を行っていく。

・農地における赤土等流出防止対策を促進するため、農家の生産性や所得向上に繋がるような赤土等流出防止対策である心土破砕やカバークロップ(緑肥)、キビ夏植えと換金作物との輪作などの普及を図っていく。

### 〇赤土等堆積土砂対策

・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、平成28年8月に沖縄県赤土等流出防止対策協議会ワーキング チーム会議及び幹事会を開催し、関係部局(沖縄県土木建築部、農林水産部)に調査結果を報告する。

施策展開	1-(1)-イ 陸域・水辺環境の保全					
施策	③水質汚濁、	、土壌汚染、大気汚染等対策	実施計画掲載頁	18頁		
対応する主な課題	らの大気汚りいる。 〇土壌汚染りが多いことか	及び大気汚染については、一部環境基準を達成できていた物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生 こついては、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下ら、影響範囲の特定が困難な状況である。 対・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公 はがら取り組む必要がある。	生しており、必要なな 下水脈および地質構	対策が求められて		
関係部等	環境部、土木	、建築部、農林水産部				

### I 主な取組の推進状況(Plan・Do)

(単位:千円)

	平成27年度								
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要					
07	〇水質保全に関する監視活動、普及啓発等								
1	水質関係事業所等監視指導事業 (環境部環境保全課)	1,375	順調	〇水質汚濁の未然防止を図るため、153 事業所に立入検査を行い、65件の施設改善指導等を行った。なお、不適切な畜舎排水処理に対しては、保健所と家畜保健衛生所が連携を強化し、合同での立ち入り調査を実施することで情報の共有とともに適切な指導を行った。(1)					
2	水質保全対策事業 (環境部環境保全課)	17,174	順調	〇水質汚濁の未然防止を図るため、河川 及び海域の常時監視、地下水の概況調査 及び継続調査(189地点)を行った。(2) 〇石油貯蔵施設から発生する公害を監視 するため、衛生環境研究所及び施設が立 地する地域の保健所(中部・南部)におい					
3	水質測定機器整備事業 (環境部環境保全課)	14,015	順調	て、監視・測定に必要な機器の整備を行った。(3)  〇生活排水対策重点地域指定の解除に向け、河川流域市町村が生活排水対策として実施する汚濁負荷低減の啓発に関する取組を支援したが、指定数は6河川(流域14市町村)と改善していないため、進捗					
4	水質環境保全啓発推進事業 (環境部環境保全課)	1,470	大幅遅れ	は大幅に遅れている。また、全国水生生物調査やこどもホタレンジャー事業について県内のこどもエコクラブに対して周知を行ったほか、県内市町村および教育委員会への周知等を行い、普及啓発を行った。(4)					
5	浄化槽管理対策事業 (環境部環境整備課)	2,840	順調	理浄化槽の普及啓発のため、浄化槽の日に係るパネル展示、県外情報誌等による広報、知事挨拶文掲載新聞広告、県内5か所での街頭広報活動等を実施する。また、県内5か所の保健所において、浄化槽設置者に向けた講習会、維持管理に関する指導を行った。(5)					

O				
6	下水道事業 (土木建築部下水道課)	12,022,812 (4,151,165)	順調	〇県においては、那覇浄化センター他3か所の増設及び改築等を行った。市町村においては、那覇市など23の自治体で汚水管渠等の整備を実施したことにより、下水道処理人口増加数は計画値15,360人に対し、実績値14,872人(H26年度)と順調に進捗している。また、事業の執行状況を確認するために各市町村に対し、円滑な執行への助言・指導等を行った。下水道整備の遅れている市町村に対しては、事業ヒアリングで課
7	農業集落排水事業 (農林水産部農地農村整備課)	1,493,058 (898,780)	順調	題等を確認した。 さらに、県事業の流域下水道事業において、地方公営企業法の適用に関する「沖縄県流域下水道事業への地方公営企業の適用に関する基本方針」を策定した(平成27年12月)。市町村へは「公営企業会計導入の手引き」等の情報提供を行った。 (6)
8	沖縄型畜産排水対策モデル事業 (農林水産部畜産課)	32,191	順調	議開催など、維持管理や運転管理に関する情報交換が行える場を設けた。また、7市町村(10地区)において汚水処理施設の整備及び適切な事業執行・管理に向けた会議などを開催した。(7)  〇排水規制の強化に適切に対応するため、環境保全部会を3回開催するとともに、排水実態調査12事例、運用管理技術について2事例の検討を行った。また、指導者向け講習会を2回、農家向け勉強会を2回開催した。(8)
0:	L壌汚染に関する事業者への指導強	能化		
9	土壌汚染対策推進事業 (環境部環境保全課)	1,342	順調	〇土壌汚染対策法に基づく届出等316件 すべてを管理台帳に登録した。台帳整備 によって、届出等対応の際の類似事案検 索等が可能となり、届出等対応業務の迅
10	土壤汚染対策基盤情報整備事業 (環境部環境保全課)	_	未着手	- 速化を図ることができた。また、届出に基づく事業者への監視・指導を行った。(9) ○平成26年度に事業化の再検討を行い、 実施しないこととなった。(10)
07	大気環境の常時監視			
11	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	14,579	順調	〇県内8局の大気測定局で大気環境の常時監視を行い、地域における大気汚染状況等を把握した。また、沖縄県生活環境保全条例の一部改正を行い、平成28年4月から非飛散性アスベストの規制を行うこととし、関連してパンフレットの作成等、広報活動を実施した。(11)
12	有害大気汚染物質対策費 (環境部環境保全課)	5,385	順調	〇有害大気汚染物質(3か所)及びダイオキシン類(31か所)のモニタリング調査(22物質)を行い一般環境における大気汚染の状況把握に努めた。(12)
O	<b>事業者の監視・指導の強化</b>			
13	大気汚染物質常時測定調査費 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	11,096	順調	〇大気汚染防止法、沖縄県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設等の届出書の審査、届出に基づく事業者の監視指導(62件)を行うとともに、保健所の環境関係担当者に対する研修を行った。(13)

O	〇騒音・振動防止対策						
14	騒音振動対策事業 (環境部環境保全課)	6,716	順調	〇民間飛行場周辺における航空機騒音や 幹線道路に面する地域における自転車交 通騒音の監視を実施した。また、騒音・振 動に係る規制地域等の見直しに関する意 向を示した町村と協議の上、沖縄環境審 議会の答申を得て見直しを行った。(14)			
OR	<b>思臭防止対策</b>						
15	悪臭防止対策事業 (環境部環境保全課)	6,716	順調	〇各種事業所及び家畜飼育場等から発生する悪臭公害を防止するため、悪臭防止法に基づく規制地域等の見直しに関する意向を示した町村と協議の上、沖縄環境審議会の答申を得て見直しを行った。(12)			

				(12)			
I 成果指標の達成状況 (Do) 1)成果指標							
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
	大気環境基準の達成率	90% (22年)	91% (27年)	100%	1ポイント	78% (25年)	
1	状 光化学オキシダントを 況 ントの基準値超過は、中 説 質及びダイオキシン類! を図る。	中国大陸からの原	原因物質の移流	による影響が一層	因と考えられている	。有害大気汚染物	
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
	河川水質環境基準の達成 率	97% (22年度)	91% (27年度)	100%	△6ポイント	93% (26年度)	
2 状況 河川については、平成16年度から19年度は全36水域中(平成25年度より35水域に変更)4~5水域で3準を達成できなかったために、達成率は86%~89%を推移していた。平成20年度から改善傾向となり、年度及び平成24年度で100%を達成したが、平成25年度は1水域が達成できず、97%となり、平成26年水域が達成できず、94%、平成27年度は3水域が達成できず91%となった。 平成28年度の目標値100%を達成するため常時監視を行い、異常値の把握並びに措置に努める。					頃向となり、平成2 、平成26年度は2 努める。		
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
3	海域水質環境基準の達成 率	92% (22年度)	92% (27年度)	100%	Oポイント	79% (26年度)	
3	状 況 成24年度で100%を達成した。平成25年度から27年度は1水域が達成できずに、92%となった。 平成28年度の目標値100%を達成するため常時監視を行い、異常値の把握並びに措置に努める。						
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	

状 況 ダイオキシン類については、大気・地下水・土壌・公共用水域(水質・底質)ともに100%を達成した。引き続き、 説 監視を行い、状況把握に努める。 明

### (2)参考データ

参考データ名		沖縄県の現状		傾向	全国の現状
浄化槽設置者講習会受講者数	1,534人 (24年)	1,669人 (25年)	1,330人 (26年)	×	-
下水道処理人口普及率	67.5% (24年度)	69.9% (25年度)	70.9% (27年度)	7	77.8% (27年度)
水洗化人口(農業集落排水事 業)	32,014人 (25年)	33,021人 (26年)	34,442人 (27年)	7	_
県内畜産排水の実態調査の実 施	46戸 (25年)	46戸 (26年)	58戸 (27年)	7	
大気環境基準の達成率	82% (25年)	91% (26年)	91% (27年)	$\rightarrow$	78% (25年)
那覇空港周辺における航空機 騒音の環境基準達成率	50% (24年度)	75% (25年度)	75% (26年)	7	77% (25年)
沖縄県の自動車騒音面的評価による環境基準達成率	93.0% (25年度)	94.2% (26年度)	95.2% (27年度)	7	93.2% (26年度)
臭気指数を導入している市町 村数	14市町村 (21年度)	15市町村 (26年度)	16市町村 (27年度)	7	_

### 皿 内部要因の分析 (Check)

### 〇水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質保全対策事業について、類型指定の内容が実態に合わない場所がある。(以前は専用水道の水源となっていた河川について、現在は専用水道が廃止されているが、専用水道としての類型指定がされており、ほとんどの年で達成できていない)
- ・水質測定機器整備事業については、法令改正による測定項目の追加に対応するため、既存機器の測定可能項目を 把握し、整備計画を作成する必要がある。
- ・浄化槽設置者講習会や浄化槽の普及啓発に係るイベントの開催等については、各保健所や公益社団法人沖縄県環境整備協会との連携が不可欠であることから、今後も引き続き連携を図る必要がある。

### 〇汚水処理対策

- ・下水道事業の取組は順調に進捗しているが、財政的に脆弱な過疎地域や離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる人員・予算が限られているため、下水道整備費の大幅増が難しく施設整備が進まない状況がある。
- ・農業集落排水事業については、維持管理費のコスト縮減対策が、事業の推進にあたり大きな課題となっている。また、宅内への接続費用に関する事業の実施については、継続して調整を行っているところであり、現状として支援が十分ではないことから、本年度も水洗化人口増加への課題となっているため、本年度も市町村担当と連携して対策の検討を行うとともに、農業集落排水事業の必要性、効果を地域住民にPRを行い、汚水処理人口・水洗化人口の増加に努める必要がある。
- ・沖縄型畜産排水対策モデル事業において、平成26年度に作成した技術指導者用マニュアル(初級編)は、排水指導に携わったことのない未経験者でも理解できるような内容としたが、講習会の実施において理解度・評価等に差があったため、より平易な講習会を行うなど、さらなる理解の醸成を図る必要がある。

### 〇悪臭防止対策

・悪臭の苦情件数は、県内の公害苦情の中で最も件数が多く、日常生活に関係の深い問題であることから、公害監視 の強化を図る必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

### 〇水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質関係事業所等監視指導事業については、豚舎、鶏舎等の畜舎排水に関して県民等からの苦情(臭い、河川の汚濁など)があり、畜産課、家畜保健衛生所等の県関係機関とのより一層の連携が必要である。
- ・既存の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進については、単独処理浄化槽設置者へのインセンティブが働きにくい。

### 〇汚水処理対策

- ・平成27年1月、総務省より下水道事業についても公営企業会計を導入を求める通知が行われたことから、国が示した平成31年度までに公営企業法適用に向け集中的に取り組まなければならないが、固定資産調査・台帳整備等の移行事務作業が膨大なため、中小自治体などでは下水道整備に影響が出る可能性もある。
- ・水質汚濁防止法において、畜産業で適用される硝酸性窒素等の暫定排水基準が強化された(平成28年7月)。
- ・水質汚濁防止法において、内湾に河川等を通じて排水が流入する地域に係る窒素・りんの畜産業で適用される暫定 排水基準が強化される可能性がある(現在の暫定排水基準は平成30年9月末まで)。

### 〇土壌汚染に関する事業者への指導強化

・土壌汚染対策推進事業について、今後、大規模な米軍基地の返還が見込まれているが、返還後の跡地利用において、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査及び浄化工法等の監視指導等業務の大幅な増加が見込まれる。

#### 〇大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査費について、大気汚染物質の低減は、発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境 による影響の場合、直接的な対策が難しい。

### 〇事業者の監視・指導の強化

・石綿(アスベスト)が使用されている建築物の解体工事が増加傾向にあり、大気汚染防止法に基づく特定粉じん(石綿)排出等作業届出の件数の増加が見込まれる。また、特定粉じんの作業実施の届出は、除去工事の事前届出のみとなっていることから、適切な除去作業の施工状況等を確認する必要がある。

### 〇騒音・振動防止対策

・那覇空港周辺の航空機騒音については、民間機や自衛隊機の運用状況が国際情勢、経済状況等の社会的要因によって変動するため、常時監視を継続していく必要がある。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質関係事業所等監視指導事業について、過去に基準を超過した事業所や有害物質を取り扱う事業所などを重点的に調査し、その他の事業所については隔年での調査や事業者による自主測定の報告を求めるなど、調査の効率化を図る。
- ・水質保全対策事業については、類型指定の状況が実態に即していない場所については類型の見直しを検討する。 ・水質測定機器整備事業について、既存機器の状態把握のため、整備計画の対象となる機器の不具合や修繕履歴に 関する記録・整理を行う。
- ・水質環境保全啓発推進事業について、生活排水対策への啓発を行うために、パンフレットを各市町村へ配布する。 ・浄化槽の普及啓発イベント等で、より浄化槽を知ってもらうために、各保健所、公益社団法人沖縄環境整備協会との 連携をとり、普及啓発に努める。具体的内容としては、浄化槽担当者会議を開催し、浄化槽の維持管理についてさらに 普及効果を高めるため、「浄化槽の日」イベントの内容等を検討する。

#### 〇汚水処理対策

- ・水質汚濁防止のため、汚水処理対策として、下水道整備の遅れている市町村に対しヒアリング等で課題等を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行い下水道整備の推進に取り組む。また、県事業である流域下水道事業については、公営企業会計の導入に向けて、固定資産情報の整理等を平成31年度までに行っていく。また、公営企業会計を導入しなければならない市町村に対しては、県として情報提供等を行っていく。
- ・農業集落排水事業については、農村生活環境の改善を図るため、本年度も維持管理費のコスト縮減及び運転管理見直しに向けた情報交換の場や管理研修会の場を設けるとともに、宅内配管事業実施に向けた関係機関との調整も継続して行う。
- ・技術指導者用マニュアル(初級編)を活用した継続的な農家指導を実践し、現場に則した実践的な指導体制を確立するために、環境保全部会等で内容の精査・検討しつつ、より高度な内容を網羅した新マニュアル(中級編)を作成する。

### 〇土壌汚染に関する事業者への指導強化

・土壌汚染対策推進事業について、国が実施する土壌環境研修等の受講機会の確保及び保健所担当職員に対する 土壌汚染対策法事務処理・監視指導研修等の実施により、届出対応業務及び監視指導業務遂行能力向上を図る等、 人材育成を行う。

### 〇大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査費について、越境等の影響により高濃度の大気汚染があった場合、早急に注意報発令等を行えるよう継続して大気環境の監視を行う。また、オキシダントやPM2.5については、測定結果を県民に対し公表するとともに、高濃度になった場合には、マニュアル等に基づき、注意報等を発令し、県民に対し広く周知を行う。

#### 〇事業者の監視・指導の強化

・非飛散性石渡の飛散等による人の健康に係る被害の防止及び適切な除去作業の施工状況等を確認するため、平成 27年に改正した沖縄県生活環境保全条例に基づき、平成28年4月より石綿除去作業の完了届出を提出させる。

### 〇騒音・振動防止対策

・航空機騒音や自動車騒音等については、引き続き常時監視を行い、環境基準の超過等が確認された場合には、発生 源となる施設管理者等に対し発生源対策等を要請するとともに関係市町村と意見交換・情報共有を図る。

		### TE					
施策展開	1-(1)-ウ 自然環境の再生						
施策	①自然環境	①自然環境再生型公共事業の推進 実施計画掲載頁 21頁					
対応する主な課題	〇本土復帰後、社会資本の整備等により本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、土地造成、埋立といった大規模開発などによって自然環境の急速な改変が進み、自然環境に大きな負荷を る 与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。						
関係部等	環境部、土木	建築部					

### I 主な取組の推進状況 (Plan Do)

(単位:千円)

<u> </u>	主な取組の推進状況 (Plan·Do) (単位:千円)							
	平成27年度							
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要				
07	k辺環境の再生							
1	自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部河川課)	2,715,795	順調	〇国場川、小波津川など20河川にて、環境・景観に配慮した多自然川づくりに向けた用地補償及び護岸工事等を行った。また、奥川にて水辺環境の再生に向けた環境調査等を行った。(1)				
2	砂防施設機能改善事業(土木建築部 海岸防災課)	918	大幅遅れ	方法について、現場調査を基に自然環境 再生と土砂災害防止対策の両立について 検討を行った。砂防ダム堤背後の堆積土 砂(赤土)が下流側に流出する恐れがある ことから、実施計画(案)の策定に至ってい ない。(2)				
3	自然環境に配慮した海岸の整備(土木建築部海岸防災課)	231,157	順調	〇名護市の嘉陽海岸(L=34m)において、海岸背後地の緑化により緑陰の創出を図った。また、伊是名村の仲田港海岸 II地区(L=321m)において、養浜により砂浜を整備し、水辺環境の再生を図った。海岸事業の環境対策については、仲田港海岸 II 地区等の整備において、汚濁防止膜の設置等を行った。(3)				
Oź	<b>失われた自然環境の把握</b>							
4	自然環境の保全・再生・防災機能戦略 的構築事業 (環境部環境再生課)	30,808	順調	〇平成27年3月に策定した沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生モデル事業に取り組み、自然環境の現状や課題、再生の取組内容等を取りまとめた全体構想を策定するなど、県内で展開していく上での参考事例創出や課題整理等に着手できた。(4)				
ΟĪ	- 再生に向けた防災技術の研究							
5	自然環境の保全・再生・防災機能戦略 的構築事業 (環境部環境再生課)	30,808	順調	〇平成27年3月に策定した沖縄県自然環境再生指針に基づき、自然環境再生モデル事業に取り組み、自然環境の現状や課題、再生の取組内容等を取りまとめた全体構想を策定するなど、県内で展開していく上での参考事例創出や課題整理等に着手できた。(5)				

### II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自然環境の再生率	調査中 (24年)	「自然環境再 生指針」の策 定	「自然環境再 生指針」の策 定	ı	1

自然環境の変遷等の実態調査・検討やパブリックコメント等を行い、平成27年3月に沖縄県自然環境再生指針を策定し、平成27年度からは自然環境再生モデル事業の実施によるモデル事例の創出、ノウハウ蓄積及び課題の整理等を行っている。

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
自然環境に配慮した河川 整備の割合	63.2% (23年)	65.2% (27年)	66.0% (28年)	2.0ポイント	_

状況 河川の護岸工事等を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は65.2%(平成27年)と基準値の平成23年から2.0ポイントの改善が見られた。引き続き事業の推進を図ることで、H28年度目標値の達成を見込んでいる。

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
自然環境に配慮した海岸 整備の延長	600m (23年)	1,976m (27年)	1,810m	1,376m	_

3 状況

海岸事業において、砂浜や海浜緑地の整備などに取り組んだ結果、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値600m(平成23年)に対し改善幅1,376m、現状値は1,976m(平成27年、前年度から355m増加)となり、平成28年度の目標値1,810mを前倒しで達成した。

# | 明 | <sup>9、十</sup> (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
_	_	_	_	_	_

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

#### 〇水辺環境の再生

- ・河川環境を再生し、回遊性生物等を復元するためには、流域全体で環境を再生する必要がある。
- ・砂防施設の機能改善が、自然環境再生に与える効果を検討する必要がある。

### 〇失われた自然環境の把握

・自然環境の再生に当たっては、関係行政機関、関係団体、地域住民等の幅広い主体が協働して推進していく必要がある。

### 〇再生に向けた防災技術の研究

・自然環境が有する防災機能の効果が限定的であることを踏まえ、当該機能を期待した環境再生事業を全県的に展開する際には、精度の高いシミュレーションを行うなど、十分に効果等を検討する必要がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

#### 〇水辺環境の再生

- ・河川整備は、用地取得において、地権者の合意に長時間を要する等といった多くの困難が伴うとともに、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには長期間を要する。
- ・砂防施設機能改善の実施計画(案)の策定においては、地元あるいは国をはじめ関係機関との条件整備が必要不可欠であり、条件整備には時間を要する。
- ・自然豊かな海岸を有する地域においては、事業を実施する海岸でそれぞれ異なる特性を持った環境及び周辺に生息する生物へ配慮した計画策定が必要であり、さらに地域のニーズに合った海岸整備が求められる。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇水辺環境の再生

・生物の多様性、環境の保全・再生に視点をおいた自然環境再生のため、 河川水質の維持・改善や河川近隣の整備等について、農林・海岸・港湾・砂防事業者等、関係機関と引き続き連携をとりながら事業を進める。また、長期間に及ぶ河川整備に地元住民の理解と協力を得るため、引き続き事業説明会やワークショップを開催する必要がある。

・砂防施設の機能改善においては、自然環境の再生に与える効果を検討する。また、実施計画(案)の策定にあたり、地元や国などの関係機関と調整を行う必要がある。

・海岸事業においては、自然豊かな海岸を有する地域で事業を実施する際の事前環境調査や関係者との調整結果から、必要とされる対策を実施する必要がある。

### 〇失われた自然環境の把握

・自然環境再生事業の推進にあたり、モデル事業の実施による事例創出や勉強会の開催等関係者への周知や理解を 図る取組を実施する。

### 〇再生に向けた防災技術の研究

・沖縄県自然環境再生指針に基づくモデル事業の実施にあたり、自然環境が有する防災機能の効果を考慮した精度 の高い予測シミュレーションを行うとともに、自然環境再生事業の事例を創出する。

施策展開	1-(1)-エ 自然環境の適正な利用					
施策	①環境影響評価制度の強化 実施計画掲載頁 22頁					
		〇本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく開発行為に対して脆弱であることから、大規模な開発等はもちろんのこと、法や条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境配慮が求められている。				
関係部等	環境部					

### I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

	平成27年度							
主な取組		決算 見込額	推進状況	活動概要				
1	小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定 (環境部環境政策課)	3,342	やや遅れ	〇九州各県及び政令指定都市における小規模事業に対する取組状況を把握した。 また、九州各県等の先進事例についてマトリックス会議にて共有を図った。(1)				
2	環境影響評価支援システム推進事業 (環境部環境政策課)	1,944	順調	〇陸域動物に係る環境保全措置の効果 の検証調査を実施し、当該調査結果を公 開用書式にとりまとめた。また、当該情報 について学識経験者等へ意見聴取を行っ た。(2)				

### Ⅱ 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

· - / //	SANDA INC.							
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状		
	_	_	_	_	_	_		
•	状 況 説 明							

### (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状			
環境保全措置の検証作業	2分野 (25年)	1分野 (26年)	1分野 (27年)	7	_			

### II 内部要因の分析 (Check)

- ・小規模事業における環境配慮ガイドラインの策定にあたっては、公共事業を実施する事業部局の理解を得ることが必要である。
- ・環境影響評価支援システム推進事業において、環境影響評価書等から取りまとめた環境保全措置については、効果の高かったものや効果の低かったものがあるが、それぞれの開発事業の良し悪しを評価するために行うものではなく、環境保全措置の質的向上を目的として行うものであることから、情報を公開した際に目的が適正に達成されるためには、情報の公開範囲や公開方法などについて慎重な検討が必要である。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・環境影響評価支援システム推進事業については、環境影響評価書等から取りまとめた環境保全措置の情報の公開 に当たっては、効果検証調査の対象とした事業の実施者へ協力を求める必要がある。

### V 施策の推進戦略案(Action)

- ・小規模事業における環境配慮ガイドラインについて、九州各県及び政令指定都市における小規模事業に対する取組 状況を参考にして沖縄県に適したガイドラインの素案の策定に取り組む。また、マトリックス組織等を活用して、小規模 事業における環境配慮ガイドラインの必要性について、事業部局の理解が得られるようにする。
- ・環境影響評価支援システム推進事業において、環境保全措置の効果の分析及び検証に当たっては、より具体的かつ 正確に実施できるよう、学識経験者等の意見を聴取し、反映させる。また、検証結果等公開を予定している情報が適切 に活用され、今後の環境保全措置の検討支援になるよう、取りまとめ結果の選別・整理を行うとともに、県HP等での公 開方法について随時検討を行っていく。

施策展開	1-(1)-エ 自然環境の適正利用					
施策	②自然環境の持続可能な利用の促進 実施計画掲載頁 23頁					
対応する主な課題						
関係部等	環境部、農村	水産部、文化観光スポーツ部				

### 

(単位:千円)

<u></u>	(単位、11)/							
		平成2	7年度					
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要				
0	自然環境を利用するルールづくりの批							
1	事業者間による保全利用協定締結の 促進(環境保全型自然体験活動推進 事業) (環境部自然保護課)	_	順調	〇保全利用協定についてパンフレットや手引きなどを活用し、普及啓発を図るとともに、同協定にかかる申請などに関して適切な支援(助言)を行った。(1)				
2	環境共生型森林利用推進事業 (農林水産部森林管理課)	9,572	順調	〇環境保全と森林利活用の両立を図るため、高性能林業機械(スイングヤーダ)を使用した収穫伐採方法とその作業システムを構築したことで、環境に配慮した森林施業の推進に寄与した。(2)				
3	環境共生型観光推進事業 (文化観光スポーツ部観光整備課)	23,587	順調	〇保全利協定地域間(事業者間)の意見 交換の場を設け、円滑な事業実施に向け た取組を行った。また、保全利用協定締結 地域(竹富町仲間川等)の現状及び課題 の調査や情報発信によるプロモーション、 施設整備への支援を行った。(3)				

### Ⅱ 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
業者間における保全利 協定の認定数(累計)	2協定 (23年)	7協定 (27年)	4協定	5協定	_

平成27年度中に新たにに2か所の保全利用協定(白保サンゴ礁地区、謝名瀬地区)が認定されるなど、県内 事業者における保全利用協定への認識の高まりが見受けられ、平成33年度の目標値(6協定)を既に達成しているなど、自然環境の持続可能な利用に向けて、着実な進捗が図られている。

### (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
次回来沖した際の、エコツアー への参加意向度	1.3% (23年度)	1.5% (25年度)	1.2% (26年度)	_	_

### Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

### 〇自然環境を利用するルールづくりの推進

・保全利用協定には罰則等の規定が存在しないが、類似する法令であるエコツーリズム推進法では、市町村が指定する特定自然観光資源の所在する区域内で禁止事項を行うと、30万円以下の罰金に処されるなど、保全利用協定制度より強制力の強い法令となっているが、主体は市町村であり、認定までの手続きも複雑であることから、エコツーリズム推進全体構想の作成には至らない。

・環境共生型森林利用推進事業において、高性能林業機械(スイングヤーダ)を使用した収穫伐採方法とその作業システムを構築したが、機械が高価なため、技術の普及と併せ、機械導入の支援策が求められている。また、高性能林業機械(スイングヤーダ)の作業システムでは対応できない、奥地(既設路網から離れた場所)の森林資源を収穫するための新たは作業システム(タワーヤーダ等)の構築が求められている。

・環境共生型観光推進事業においては、保全利用協定締結事業者と協働する市町村における環境負荷軽減の優先度 の低さから、ルール作りの促進及び施設整備を担う技術系職員不足など、組織的な問題がある。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

### 〇自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・沖縄県への観光客数は増加傾向にあり、エコツアーへの関心もますます高まっていることから、事業者間のルールづくりをより推進する必要がある。
- ・森林に対する県民の要望が多様化しており、特に環境の保全、生物多様性に対する要望が高まっていることから、森林の利用と保全の両立を図るための森林施業・森林整備の改善・改良が求められている。
- ・環境共生型観光推進事業においては、平成27年度に実施した保全利用協定締結事業者を含めた意見交換の実施などにより、円滑な事業実施に向けた体制が強化されつつあり、最短で平成30年度とされる世界自然遺産の登録に向けて、環境共生型の観光推進に向けた関心の高まりが予想される。

### V 施策の推進戦略案 (Action)

### 〇自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・保全利用協定について、パンフレットや手引きなどを活用し普及啓発を図るとともに、県のホームページなどを活用し効果的な広報を検討することで、認知度向上に努める(保全利用協定制度自体の認知度を向上させることは認定地域のPRやブランド価値を高めることにつながるため、認知度向上は事業者のメリット増加になる)。また、協定内容の遵守について、各地域において環境への配慮が確実に行われるように、年に1度の現場確認及び書類等運用状況確認を行うことで、事業者への環境保全意識の定着を図る。
- ・環境共生型森林利用推進事業において、環境の保全と森林の利活用の両立を図るため、林業従事者等に対し高性能林業機械(スイングヤーダ)を使用した収穫伐採方法とその作業システムを普及・PRするとともに、新たな作業システム(タワーヤーダ等)の構築及び機械導入支援に向け取り組む。
- ・環境共生型観光推進事業については、事業者との意見交換に市町村を加えることで、より円滑な環境共生型観光の 推進を図る。

施策展開	1-(1)-オ 県民参画と環境教育の推進						
施策	①環境保全に向けた県民参画の推進と環境教育の充実 実施計画掲載頁 24頁						
対応する主な課題	課題を共有し 〇県民一人で	る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継い、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制のないとりが環境保全の重要性など環境問題に対する意識を性を学ぶことができる環境整備が必要である。	構築が求められてし	いる。			
関係部等	環境部、教育	<b>育</b> 庁					

### [ 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do) (単							
		平成2	7年度				
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要			
1	新沖縄県環境基本計画(仮称)策定事業 (環境部環境政策課)	647	順調	〇第2次沖縄県環境基本計画について、PDCAサイクルによる進捗管理を実施し公表するとともに、県民意見の募集を行った。(1)			
2	官民・協働ネットワークづくりの推進 (環境保全啓発事業) (環境部環境再生課)	27	順調	いて、インターネット等により県民等への周知を行うとともに、本計画に掲げる施策の目標について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、計画の推進を図った。(2) 〇「沖縄県地域環境センター」において、環境問題に関する情報の収集整理を行うとともに、webサイトを随時更新し、地域に			
3	環境保全啓発事業 (環境部環境再生課)	8,138	順調	密着した最新の環境情報の発信を行った。また、環境教育プログラム等を活用した環境保全セミナーや野外観察会、出前講座を52回開催した。(3) 〇辺土名高校が研究指定校として、「自然環境を大切にする考え方」をテーマに研究			
4	環境教育推進校の指定 (教育庁県立学校教育課)	705	順調	し、生物クラブだけでなく、生徒会活動や総合学習で地域の環境に対する取組を行った。また、指導者育成のため、環境教育リーダー研修基礎講座への派遣を行った。(4) 〇環境教育リーダー研修基礎講座に地学			
ţ	環境学習指導者講座 (教育庁県立学校教育課)	265	順調	担当を派遣し、ESD(持続可能な開発のための教育)を生物・科学以外の分野からの視点で検討するとともに、県立総合教育センター短期研修講座のひとつとして、小・中・高・特別支援学校の教員14名を対象に、環境学習に関する講義、講演、実践事例発表等を実施した。(5)			

### II 成果指標の達成状況 (Do)

### (1)成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	環境啓発活動(セミナー、 出前講座、自然観察会)参 加延べ人数	2,500人 (23年度)	11,669人 (27年)	10,000人	9,169人	-

況 沖縄県地域環境センターにおける環境情報の発信や効果的な環境保全啓発事業を実践したことにより、環 説 境啓発活動参加延べ人数は順調に増加しており、目標値(10,000人)を達成した。 明

### (2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県地域環境センター来館者数	4,678名 (25年度)	3,514名 (26年度)	4,523名 (27年度)	7	

### 皿 内部要因の分析 (Check)

- ・第2次沖縄県環境基本計画の目標達成に向け、県民の理解を得る必要がある。また、沖縄21世紀ビジョン実施計画等の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じ第2次沖縄県環境基本計画の見直しを行う必要がある。
- ・沖縄県環境教育等推進行動計画を推進するためには、県民・事業者・関係機関・関係団体等の協力が必要不可欠である。
- ・地域に根ざした環境啓発活動を展開するためには、沖縄県地域環境センターを核とした事業を展開する必要がある。・環境学習指導者養成講座については、募集定員40名に対し14名(小学校5名、中学校3名、高校4名、特別支援2名)の参加であった。生物多様性おきなわ戦略(平成25年3月)および沖縄県環境教育等推進行動計画(平成26年6月)を推進するためにも、参加を拡大する取組が求められる。

### Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

- ・地域環境センターについて、県民に十分には認知されてはいない。
- ・環境学習指導者養成講座については、国立教育政策研究所の環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】の作成(平成26年10月)やESDユネスコ世界会議の開催(平成26年11月)等、国内外でESDの取組みが行われており、その重要性が増している。

### V 施策の推進戦略案(Action)

- ・第2次沖縄県環境基本計画について、引き続きPDCAサイクルによる進捗管理、実績の公表及び県民意見募集を実施する。また本計画の見直し(平成29年度)に向け、作業スケジュール等を作成する。
- ・沖縄県環境教育等推進行動計画について、引き続きインターネット等での広報や、教育関係者や地域指導者を対象とした環境教育に係る研修会において、広く普及啓発を行う。
- ・沖縄県地域環境センターの利用促進について、引き続き、テレビ(うまんちゅひろば)や地域環境センター管理運営に 係る委託先(沖縄こどもの国)のフェイスブック等の媒体を活用し、普及啓発を行う。
- ・環境学習指導者養成講座については、生物や科学以外の担当者に環境教育・ESDカリキュラムデザインを受講させ、 複数の教科・分野からなる取組を取り入れる。また、県立総合教育センター短期研修講座(環境学習等)の参加者を増 やすため、理科系研究会等への周知を行う。